

## 第 2 次札幌市児童相談体制強化プラン 進捗状況一覧

【1】  
相談支援力の強化**取組①：「新たなアセスメントツールの開発」**

関係機関と共有のアセスメントツールを開発し、相談支援の視点や自立を見据え継続的に支援する流れの明確化・共有化を図る。アセスメントツール開発、活用により、児童や世帯の状態像の分析精度が高まることから、速やかな開発を目指す。

**取組②：「関係機関との合同研修等」**

新たに開発するアセスメントツールを活用し、関係機関と合同研修等を実施する。

○札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会の中にWG（関係機関における総合的な支援検討WG）を立上げ、外部委員（有識者及び関係機関）の意見を取り入れながら開発を進め、30年3月に「在宅支援アセスメントシート」「児童虐待防止ハンドブック」が完成。30年4月に本格的に運用を開始するとともに、関係機関へのハンドブックの配布を進めている。（約5,000部を配布）【取組①】

○30年度に開発時と同様の体制のWGを設置し、年度後半にアセスメントツールの活用状況の検証を実施、アセスメントシート・ハンドブックの改善を図った。【取組①】

○今後も広く活用を行いながら周知・研修を充実させていく予定。【取組①、取組②】

【2】  
専門性の強化**取組①：「児童相談関係職員のスキルアップ研修の充実」**

相談援助技術の向上のため、より体系的、実践的な研修を実施する。

**取組②：「児童相談所への専門職の配置等」**

児童相談所のさらなる専門性の強化のため、医師職の配置や弁護士活用の活用を図る。

**取組③：「各区家庭児童相談室の専門性の強化」**

各区家庭児童相談室の専門性を強化するため、児童福祉司の配置等の検討を進める。

○29年度より、児童福祉法の改正による児童福祉司等の義務研修（5日間×3研修）、新たなアセスメントツール関連研修及び家族支援に関する研修等を実施。【取組①】

○現在、体系的な人材育成・研修計画の作成を進めており、31年度より、人材育成・研修計画に基づいた体系的で実践的な研修を本格的に実施する予定。【取組①】

○29年度より、子ども発達支援総合センターの医師職が児童相談所と兼務。また、31年度より、児童相談所における弁護士への定期的な相談体制（週1回）を整備する予定。【取組②】

【3】  
相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築**取組①：「児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担と情報共有」**

児童の一時保護などの措置を伴う相談は児童相談所、在宅での支援が中心となる相談は各区家庭児童相談室が対応するなど、更なる役割分担の整理を進めるとともに、相談支援状況等の更なる情報共有のため児童相談システムを各区家庭児童相談室に拡大する。

**取組②：「児童家庭支援センターとの連携強化」**

児童相談所からの指導委託や各区家庭児童相談室との協働によるケース支援など、連携強化を図る。

**取組③：「第二児童相談所の設置に関する検討」**

増加する虐待通告や一時保護事例に迅速・的確に対応するため、第二児童相談所について検討する。

○区における在宅支援の強化を目的として、児童相談所から区への事案送致等について、業務フローの整理を行い、順次運用を開始したところ。【取組①】

○児童相談システムの各区家庭児童相談室への拡大（閲覧）を29年12月より開始。31年度中に、区が主担当のケースのシステム管理を開始する予定。【取組①】

○30年度より、児童相談所、区家庭児童相談室及び児童家庭支援センターによる情報共有会（月1回）を開始。31年度より、児童家庭支援センターへの指導委託（措置による在宅指導）を拡充する予定。【取組②】

○30年度より、本市の現状と課題の分析及び他都市調査等を実施。国の新たなプラン等も踏まえながら、中長期的な体制強化の方向性について検討を進めていく。【取組③】

【4】  
地域資源の整備と地域支援の充実**取組①：「（仮称）養育支援ヘルパーの派遣」**

在宅支援としている世帯の地域での生活を支えるため、「（仮称）養育支援ヘルパー」制度を創設し、世帯へ支援者を派遣することで、継続的に支援する体制を強化し、虐待の発生の防止に努める。

**取組②：「児童家庭支援センターの整備」**

児童家庭支援センター未設置の児童養護施設へのセンター設置支援を行う。

**取組③：「通所による保護者支援の充実」**

新たに整備する児童家庭支援センターでも、カウンセリング等を行い保護者支援の充実を図る。

**取組④：「児童虐待防止に向けた在宅児童等支援のあり方検討」**

児童虐待防止に向け、地域資源を活用した在宅支援の実行とマネジメントを行うための制度的な枠組みを検討し、支援体制の充実を図る。

○養育状態の改善が必要な世帯等への家事支援及び育児支援を行う「養育支援員派遣事業」を創設し、29年12月より派遣を開始。29年度は延べ3世帯への支援を行っており、30年度は延べ10世帯程度となる見込み。【取組①】

○28年の児童福祉法改正を受け、社会的養護体制の整備に関して国の大きな方針転換があったことから、31年度以降の整備計画の見直しを進めているところ。【取組②、取組③】

○国の児童虐待防止対策及び社会的養育に関する新たな計画等を踏まえ、在宅児童等支援の充実をはじめとした体制強化の方向性について検討を進めていく。【取組④】

【5】  
社会的養護体制の強化**取組①：「新規里親開拓と里親支援の推進」**

社会的養護の地域資源の少ない地域での新規里親開拓を進める。併せて、里親家庭での養育を継続して支援する拠点機能を整備するとともに、長期未委託里親の実地研修等を実施する。

**取組②：「施設入所児童等に対する自立支援」**

施設入所児童等が社会的自立に至るまで継続的に支援する仕組みを検討し、支援体制の充実を図る。

○社会的養育の地域バランス確保までには至っていないが、里親制度に関する広報啓発活動等により、新規に里親登録もされてきている。【取組①】

○30年度より未委託里親に研修を行う「里親トレーニング事業」を開始し、里親委託児童数及び委託里親の割合の増加につながっている。{30年12月末現在 里親等委託率：29.1%（前年同月比+3.3%）、登録里親中委託里親の割合：51.2%（前年同月比+12.2%）}【取組①】

○更なる里親支援体制の充実に向けた取組について、今後検討を進めていく。【取組①】

○「社会的養護自立支援事業」の一環として、措置解除後の居住費及び生活費の支援を29年度から開始。更に、31年度より支援コーディネーターの配置及び生活相談を開始することにより、22歳までの継続的な支援体制を充実させる予定。【取組②】